

議会議案第7号

日本政府として日本国民に対する韓国政府の人権侵害について外交手段により断固たる措置をとり邦人保護の責務を果たすことを求める意見書の提出について

日本政府として日本国民に対する韓国政府の人権侵害について外交手段により断固たる措置をとり邦人保護の責務を果たすことを求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成27年10月22日提出

提出者	鎌倉市議会議員	上	畠	寛	弘
同	同	上	渡	邊	昌一郎
同	同	上	中	澤	克之
同	同	上	岡	田	和則
同	同	上	松	中	健治

日本政府として日本国民に対する韓国政府の人権侵害について外交手段により断固たる措置をとり邦人保護の責務を果たすことを求める意見書

韓国政府は、平成26年8月3日の産経新聞の韓国大統領に係る記事を受け、産経新聞前ソウル支局長を平成26年8月7日から8カ月以上にわたり、出国禁止措置を続け、平成26年10月8日には、大統領への名誉毀損で起訴するという民主主義国家として、あるまじき行為を行った。平成27年10月19日には、日本や米国を初めとする国際社会の憂慮にもかかわらず、公判が開かれ、韓国検察が1年6カ月の懲役を求刑したことについては、邦人保護の観点からも怒りを禁じ得ない。

そもそも産経新聞の報道は韓国国会のやりとりや朝鮮日報の記事を引用するものが中心であり、引用元である自国報道機関である朝鮮日報については問題視せず、韓国政府が日本の新聞社に対してのみを殊さら刑事事件とする対応には、「法の下に平等」という観点からも疑念がある。報道機関には権力を監視する責務が課せられており、本来、政府や公人は、批判に対して寛容であるべきであり、このたびの韓国政府の一連の行動は報道活動を大きく委縮させるものである。

本件に関してアメリカ合衆国は「我々は言論・表現の自由を支持する」として懸念を示し、韓国の名誉毀損に関する法律に対しては、アメリカ国務省発行の人権報告書でも懸念が指摘されている。また、120カ国以上が参与する国際新聞編集者協会は「言論の自由を著しく傷つけている。刑罰上の名誉毀損を適用することは国際法の基準を逸脱している」と非難した。刑罰上の名誉毀損を表現の自由の制限に適応することについては正当ではないことは、欧州安全保障協力機構や米州機構の特別報告書にも記載されるとおりである。今回の韓国政府の対応は、国際社会の常識から大きくかけ離れており、自由と民主主義、人権を重んじる我が国とは全く相入れない対応であり、我々鎌倉市議会は断じて是認することはできない。

よって、日本政府は、あらゆる外交手段をもって、韓国政府に対して断固たる必要な措置をとって、邦人を保護し、報道・言論の自由、ひいては表現の自由を保護するために国家としての責務を全うすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月30日